

# 解説② 認証評価実施大綱について

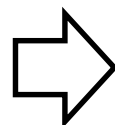
## ◆ 大綱の変更ポイント

### 1.内部質保証機能を重視

- ・「内部質保証の重視」を基本の方針に追加
- ・評価基準の変更  
「自己点検・評価」 → 「内部質保証」
- ・重点評価項目「基準6. 内部質保証」

#### 第2期の評価システム

基準：4  
基準項目：22  
評価の視点：51



#### 第3期の評価システム

基準：6  
基準項目：23  
評価の視点：56

## ◆ 大綱の変更ポイント

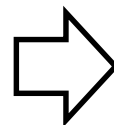
### 2.特色の積極的評価・明確化

独自基準: 六つの「基準」のほかに、個性・特色として重視している領域

特記事項: 特筆したい特色ある教育研究活動や事業等

第2期の評価システム

独自の基準



第3期の評価システム

独自の基準

+

特記事項

## ◆ 評価の目的

- (1)各大学・短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学・短期大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
- (2)各大学・短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学・短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
- (3)各大学・短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

# ◆ 評価の対象

## 完成年度を経た大学及び短期大学

- ・ 前回の認証評価受審年度の翌年度から数えて7年以内の大学及び短期大学

〈平成30(2018)年度の対象〉

平成23(2011)年度以降に認証評価を受審した大学及び短期大学

| 次回受審年度<br>前回受審年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 23(2011)年度       | ●    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ◎    | ×    |
| 24(2012)年度       | —    | ●    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ◎    |
| 25(2013)年度       | —    | —    | ●    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 26(2014)年度       | —    | —    | —    | ●    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 27(2015)年度       | —    | —    | —    | —    | ●    | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 28(2016)年度       | —    | —    | —    | —    | —    | ●    | ○    | ○    | ○    |

●: 前回受審年度    ○: 受審可能年度    ◎: 受審期限年度

# ◆ 評価の対象

## 完成年度を経た大学及び短期大学

- ・開学から5年以上7年以内の大学及び開学から3年以上7年以内の短期大学

〈平成30(2018)年度の対象〉

平成24(2012)年度から平成26(2014)年度に開学した大学

平成24(2012)年度から平成28(2016)年度に開学した短期大学

| 年度         | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 前回受審年度     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 24(2012)年度 | ●    | ×    | △    | △    | ○    | ○    | ◎    | ×    | ×    |
| 25(2013)年度 | —    | ●    | ×    | △    | △    | ○    | ○    | ◎    | ×    |
| 26(2014)年度 | —    | —    | ●    | ×    | △    | △    | ○    | ○    | ◎    |
| 27(2015)年度 | —    | —    | —    | ●    | ×    | △    | △    | ○    | ○    |
| 28(2016)年度 | —    | —    | —    | —    | ●    | ×    | △    | △    | ○    |

●:開学年度 △:短期大学受審可能年度 ○:大学・短期大学受審可能年度 ◎:受審期限年度

## ◆ 評価の基本的な方針

### (1) 内部質保証を重視した評価

各大学のエビデンスに基づく継続的な自己点検・評価等を通じて、教育研究及び大学運営全般に対する各大学の自主的・自律的な内部質保証を重点評価項目として位置付けて評価。

### (2) 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価

各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、「評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、「評価基準」を満たしているかどうかを判定。

## ◆ 評価の基本的な方針

### (3) 教育活動の状況を中心とした評価

大学の教育活動に対する社会的期待の大きさと大学の説明責任を勘案して、教育活動を中心に大学の総合的な状況を評価。

### (4) 大学の個性・特色に配慮した評価

「評価基準」は、大学として基本的・共通的なものに限定し、それ以外で大学が個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に定める基準及び基準項目により自己点検・評価を実施。



## ◆ 評価の基本的な方針

### (5) 各大学の改革・改善に資する評価

大学評価を大学の教育研究活動等の充実や経営改革のための不可欠な手段であると位置付け、評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視。

### (6) ピア・レビューを中心とした評価

大学の複雑な教育研究活動等を適切に評価するために、大学の教職員を主体としたピア・レビューを中心とした評価を実施。一方、大学の教育研究活動等に関して識見を有する大学外の有識者も「大学評価判定委員会」(以下「判定委員会」という。)の委員に加えることにより、評価の客観性、社会的妥当性を確保。

## ◆ 評価の基本的な方針

### (7) 定性的評価を重視した評価

各大学の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価を実施。

### (8) コミュニケーションを重視した評価

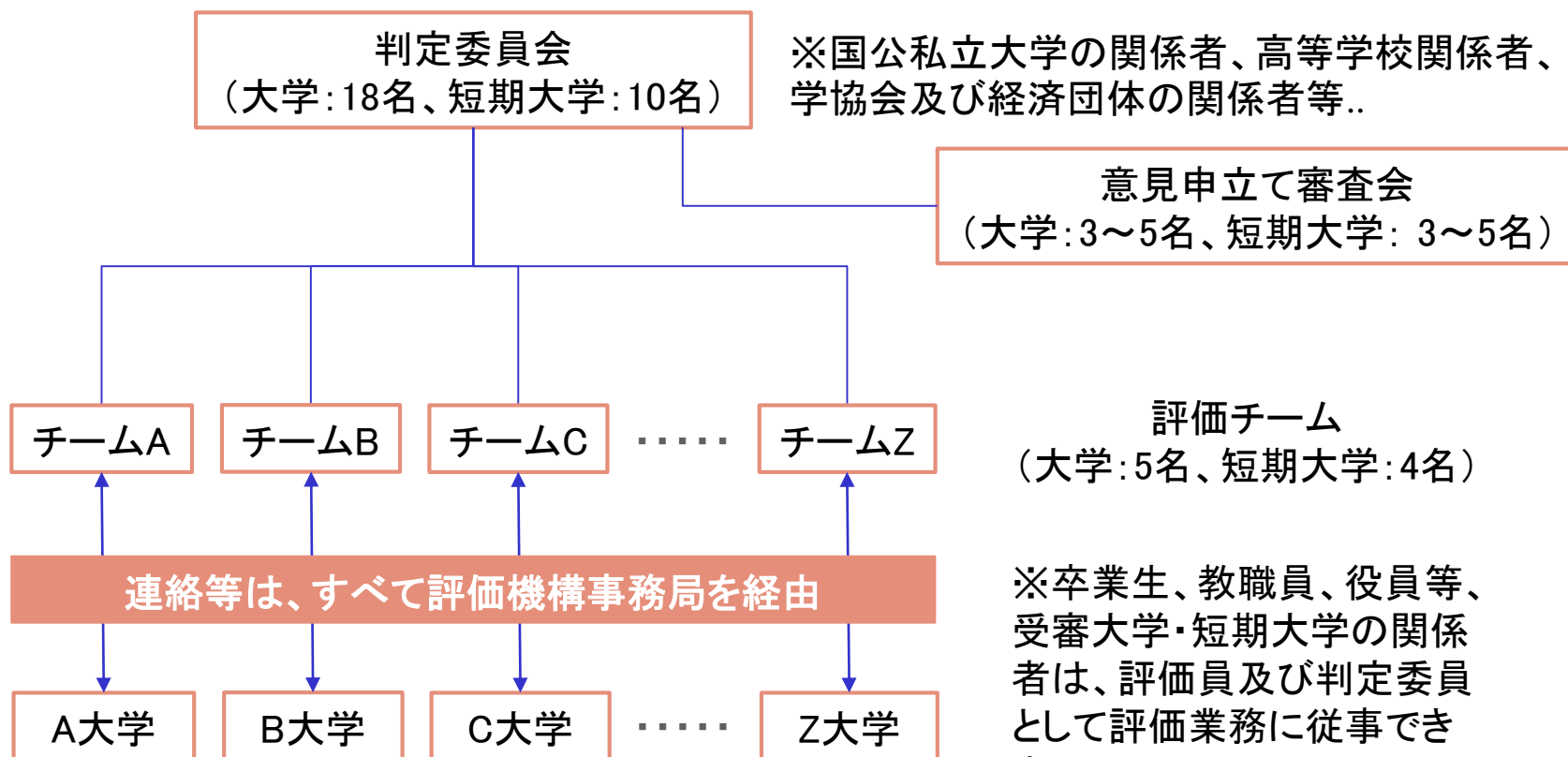
評価に当たっては、各大学と評価機構とのコミュニケーションを重視し、評価機構が一方的に判断をしてその結果を公表することがないように配慮。具体的には、評価を希望する各大学の自己評価担当者等に対する説明会等の実施や意見申立ての機会を二度設ける。

## ◆ 評価の基本的な方針

### (9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

大学からの意見申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を実施。また、評価機構の行う評価に対する各大学からのアンケートや外部評価、評価の経験者からの意見等、評価システムに対する大学と社会からの意見を取入れるシステムを整備することにより、常に評価システムを改善。

# ◆ 評価の実施体制



※国公立大学の関係者、高等学校関係者、学協会及び経済団体の関係者等..

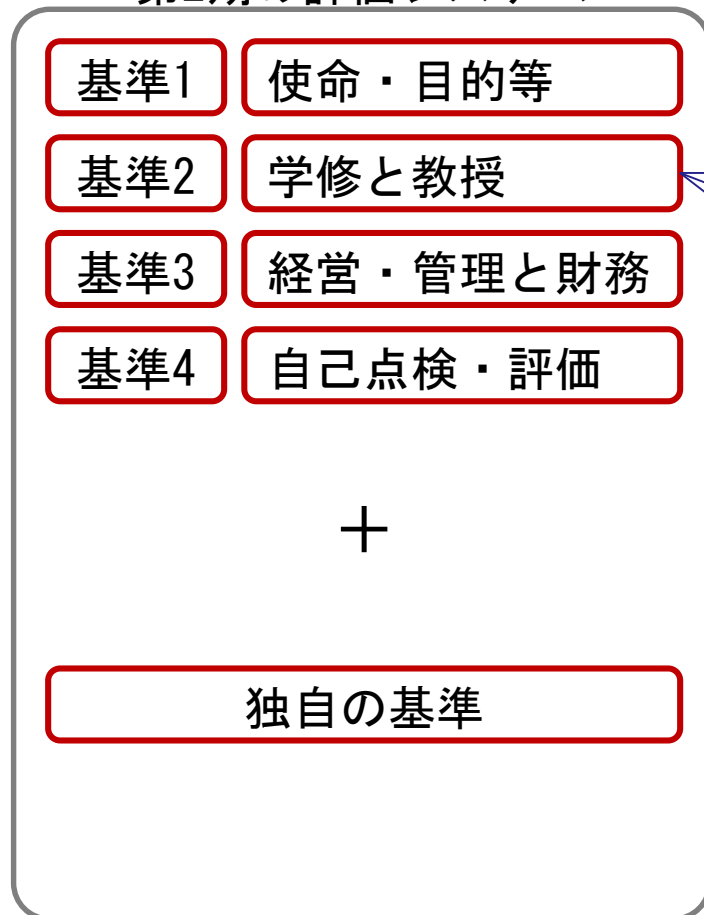
評価チーム  
 (大学:5名、短期大学:4名)

※卒業生、教職員、役員等、受審大学・短期大学の関係者は、評価員及び判定委員として評価業務に従事できません。

# ◆ 評価基準等

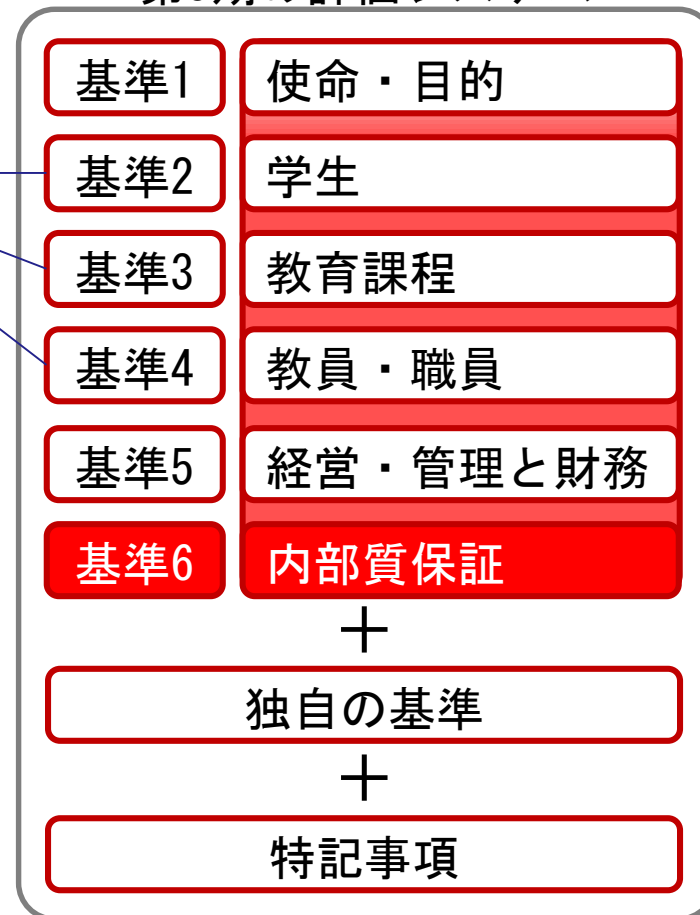
## ◆ 評価基準の再編 基本的・共通的な内容

第2期の評価システム



基準項目:22 評価の視点:51

第3期の評価システム



基準項目:23 評価の視点:56

## ◆ 評価の実施方法

### ① 自己点検・評価等に関する説明会の実施

#### 大学・短期大学自己評価担当者説明会

対象：認証評価の申請を行い、評価を受けることが確定している大学・短期大学の  
自己評価担当者及び実務担当者等

内容：「評価のプロセス」「各基準の留意点」「エビデンス集(データ編)について」  
「提出物とスケジュール」など

開催日：平成30年9月中旬(予定)

会場：アルカディア市ヶ谷

## ◆ 評価の実施方法

### ② 認証評価受審時の自己点検・評価

#### 「基準項目」ごと

自己判定(「満たしている」もしくは「満たしていない」)

自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)を記述

→エビデンスを明示し客観的に記述

改善・向上方策(将来計画)を記述

#### 「基準」ごと

自己評価

## ◆ 評価の実施方法

### ③ 評価機構による評価

- ・「評価の視点」の内容を踏まえ、「基準項目」ごとに「満たしている」「概ね満たしている」「満たしていない」の評価を行う。
- ・「基準項目」の評価を踏まえ、「基準」ごとに「満たしている」「概ね満たしている」「満たしていない」の評価を行う。
- ・「評価基準」全体として満たしているかどうかを総合的に判断し、「適合」「保留」「不適合」の判定を行う。



- ・「大学・短期大学が自ら行う自己点検・評価に基づく評価」がエビデンスに基づいて実施されているかを客観的に評価
- ・法令への適合状況や設置計画履行状況等調査結果への対応状況等を含めて確認



## ◆ 評価の実施方法

### ③ 評価機構による評価

#### (1) 書面調査

- ・「自己点検評価書」「エビデンス集(データ編)」「エビデンス集(資料編)」の分析
- ・必要に応じて、書面質問や追加資料の依頼を行う。

#### (2) 実地調査

- ・面談や学内視察、資料点検などを通じて、「自己点検評価書」の誠実性や関連法令の適合状況について確認する。

## ◆ 評価の実施方法

### ③ 評価機構による評価

#### (3) 意見申立て

#### 2回の意見申立ての機会を設定

- ・対象大学とのコミュニケーションを重視
- ・評価プロセスにおける透明性の確保
- ・評価結果の正確性を確保

意見申立てがあった場合には、再度審議を行う。

#### 「意見申立て審査会」

- ・「保留」「不適合」の判定及びその他に対する意見申立ての審議を行う。

## ◆ 評価の基本スケジュール

### 平成31年度機関別認証評価受審の場合

平成30年7月 ①評価の申込み及び受付

9月 ②自己評価担当者等への研修

平成31年6月 ③「自己点検評価書」を提出

7月～ ④書面調査「自己点検評価書」の検討・分析

9月末～11月下旬 ⑤実地調査

12月中旬 ⑥「評価報告書案」の取りまとめ

12月下旬 ⑦「評価報告書案」の内容への意見申立て

※平成32年1月下旬 ⑧「評価報告書案」の判定

2月上旬 ⑨「評価報告書案」の判定等への意見申立て

## ◆ 評価の基本スケジュール

### 平成31年度機関別認証評価受審の場合

平成32年2月中旬 意見申立て審査会による審議

2月下旬 「評価報告書案」の確定

3月上旬 「評価報告書案」の承認

3月末 「評価報告書」の公表

## ◆ 評価料

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| (1)基本費用 | 1大学   | 200万円 |
|         | 1短期大学 | 200万円 |

|        |             |      |
|--------|-------------|------|
| (2)大学: | 1学部あたり      | 50万円 |
|        | 短期大学:1学科あたり | 20万円 |

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| (3) | 1研究科あたり | 25万円 |
|-----|---------|------|

(4)実地調査に関わる経費の一部  
 (宿泊費、会議の会場費、昼食代等)

|             |   |   |         |
|-------------|---|---|---------|
| ※2学部2研究科の場合 |   |   |         |
| 基本料金        | × | 1 | = 200万円 |
| 学部          | × | 2 | = 100万円 |
| 研究科         | × | 2 | = 50万円  |
| 合計(税別)      |   |   | 350万円   |

※非会員が評価を受ける場合は、上記の評価料と原則7年分の会費相当額の合計額を負担していただきます。

## ◆ 評価のフォローアップ

「適合」の判定を受けた大学・短期大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった場合には、「改善報告書」等の公表及び提出を求める。

求められた大学・短期大学は、評価機構が指定する期間内に「改善報告書」等を対象大学・短期大学のホームページに公表するとともに、評価機構に提出。

評価機構において、提出された「改善報告書」等を審議し、その結果を対象大学に通知。

その他、大学から講評や相談などの求めがあった場合は、評価機構において審議を行い、対応。